農業会議だより

第１６号(平成３０年１１月)　発行：一般社団法人佐賀県農業会議

１．農地利用の最適化の取組み強化に関する意見書の提出
２．農地の利用状況調査と利用意向調査の取組み
３．農業経営の事業承継に関する研修会
４．農業者年金制度の周知と加入推進
５．全国農業新聞の普及推進
６．常設審議委員会の結果(９月、１０月)
７．行事予定

１．「農地利用の最適化の取組み強化に関する意見書」を県に提出

農業会議の坂井会長と宮﨑副会長は、１０月１５日に県農林水産部の御厨部長に「農地利用の最適化の取組み強化に関する意見書」を提出しました。

これは、県下全市町で実施いただいた「農業者と農業委員会との意見交換会」(参加者２，０３７人)の実施結果を踏まえたもので、農地利用の最適化のための施策の推進や農業関係予算、各種施策等に反映させるため、農業委員会法第５３条に基づき毎年実施しているものです。

意見書を提出した後、新規就農対策や中山間地の農業振興対策、さらには、農業委員会の活動を支援する農業会議の体制強化等についての意見交換を行いました。

【意見書の項目】
１．農業政策について
２．担い手の育成・確保について
３．集落営農組織の法人化について
４．農地中間管理事業の推進について
５．耕作放棄地対策について
６．農業生産基盤の整備について
７．鳥獣被害対策について
８．県の農業施策の強化について
９．農業委員会の体制整備と交付金等予算の確保について
10．農業会議の運営基盤の安定確保措置について

２．農地の利用状況調査と利用意向調査の取り組みについて

～ 農地パトロールは、農地利用最適化の推進の“第一歩”です!! ～

改正農業委員会法が施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務となり、農地の有効活用はもとより、遊休農地の発生防止と解消対策は、これまで以上に重要性を増しております。

農地法に規定されている「利用状況調査」と「利用意向調査」は、遊休農地の把握と発生防止・解消、無断転用の発生防止・早期発見等のために毎年、全農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、取り組んでいる活動です。県内の取組み状況を共有し、今後の活動に活かしてもらうために、下記のとおり取りまとめました。

(1)利用状況調査(農地法第30条)･･･年１回管内の全農地の利用状況を調査（農地パトロール）

(2)利用意向調査(農地法第32条)･･･利用状況調査後、遊休農地の所有者に利用意向を調査

市町名	(1)利用状況調査		(2)利用意向調査	
	取組の内容	課題	実施計画	課題
佐　賀　市	７～８月に農業委員及び推進委員によって実施した。	未相続や不在地主である場合についての指導等が難しい状況である。	遊休農地と判断された農地については、11月に郵送により実施する。	中間管理機構の借受基準に該当しない農地の取扱いに苦慮している。
神　埼　市	毎年７～８月に市全域を、担当地区ごとに委員の班体制で調査した。	平坦地域においても解消につながっていない恒常的な遊休農地が存在している。	利用状況調査の結果を取りまとめのうえ、11月に所有者等への意向調査を行う。	市外未回答者へ再照会はするものの回答が得られない。
吉野ヶ里町	農業委員及び推進委員で地区ごとにチームを作って担当地域の調査を行った。	調査結果の入力作業に時間を要しており、より効率的なやり方がないか毎年苦慮している。	Ａ分類と判定があった農地を事務局が再度確認し、Ａ分類だと認められる農地の所有者に通知を発送する。	「自分の土地だから役場から言われる筋合いはない」等と言う方がたまにおり、また調査の趣旨を説明するが納得せず渋々回答する方がいる。
鳥　栖　市	毎年８月に利用状況調査を実施している。	調査をする側に過大な負担をかけている。	土地所有者に通知又は、土地所有者を個別に訪問している。	農地所有者が高齢であり、回答がままならない事があるので、書面のみをもって意向調査を終わらせるのは適当ではないのでは。
基　山　町	８～９月上旬にかけて調査を実施した。	遊休農地の増加(特に中山間地)。有害鳥獣被害や後継者不足等により、対応が急がれるが、今のところ解決策が見出せていない。	11月の発出に向けて準備中	－
上　峰　町	７～８月にかけて農業委員、推進委員で全農地を確認している。	委員ごとに遊休農地の判断基準にばらつきがあり、再度事務局および全員で確認する必要がある。	パトロールの結果、遊休農地と判断される農地の所有者へ意向調査を送付している。	意向調査が届いているにもかかわらず、反応がない場合は措置がストップする。
みやき町	８～９月初めにかけ、事務局職員と農業委員で調査を実施。担当区域以外も複数の委員で確認して回り、町内全体の状況を認識し情報共有を図っている。	畑など面積が小さい農地や山林化しているような箇所は境界が不明で調査が困難。	利用状況調査で1、2号遊休農地と判断された農地について、再度状況を確認し、解消されていない所有者等に12月に意向調査を発出。	意向調査を発出し、回答がない場合の対応が不十分である。
多　久　市	農地面積2,061ha（約2,300筆）を農業委員・推進委員、事務局職員により10班に編成し８～11月の間に実施する。	調査に相当な時間と労力が必要である。委員のみでの調査は慣れないと難しい。	Ａ判定した62件（7.7ha）の農地について、まずは郵送にて実施し、未回答分のうち市内分については農業委員・推進委員が直接訪問し回答を得た。	今後、市外者からの意向確認が取れない場合はどのように処理するのか。
小　城　市	毎年、全農家に「農地に関する調査」を行い筆毎に農地の利用意向及び荒廃状況等を把握している。	－	前年の意向調査により11月頃に農地パトロールにより現状確認を行っている。	－

唐　津　市	航空写真及び調査票を使った調査を実施している。	調査員それぞれの調査範囲が広範なため、綿密な調査が困難となっている。	新規に荒廃農地Ａ分類と判定された筆の所有者に対し、利用意向調査を実施している。	所有者に意向調査票を郵送し調査を行っているが、回答がない場合どう対応するかが今後の課題。
玄　海　町	７月から農業委員、推進委員、事務局で調査を行っており、10月中に終了予定。	委員の繁忙期が各々違うので、短期間で集中して調査を行うのが難しい。	11月末までに土地所有者に意向調査書を発送している。	－
伊万里市	８～９月に農業委員、推進委員、市農業振興課、事務局職員で21日間行った。	猛暑の時期であるため委員の健康状態が不安。 年々、進入不可の農地が増えている。	11月末までにデータを整理し、意向調査を発出予定。	未相続地の調査が事務量を増やしている。孫以降の調査をする権限がないため放置することとなる。
有　田　町	７月中旬に農政担当課と転作農地確認から始まり、下旬から８月中旬にかけ昨年撮影された航空写真を基に利用状況調査を実施した。	－	取りまとめ段階で準備ができ次第、農業委員・推進委員と協力し実施予定。	－
武　雄　市	日常の農地パトロールに加え、８月に農業委員・推進委員・事務局で町ごとに調査を行った。	－	利用状況調査を踏まえ、事務局が文書で意向の確認を行う。	遠方の所有者や未相続地の相続人より返信がなければ、意向確認ができず、課税強化となる。
大　町　町	８月に農業委員・推進委員とともに、町内全域の農地を地区別に日程を分けて調査している。	－	戸別訪問し直接意向を聞き取り、不在の場合は書類を送付している。	－
江　北　町	担当エリアについて事前にパトロールを実施し、８月に農業委員と事務局で再度、全農地を確認している。	－	遊休農地がないため行っていない。	－
白　石　町	表作（7月）と裏作（2月）の作付け後に行っている。	－	遊休農地がないため行っていない。	－
鹿　島　市	推進委員に調査用の地図(字図)を６月に配布し、７月中を目途に調査を終了。 その調査結果を農業委員及び事務局で８月下旬に現地確認した。	推進委員からは調査用の地図をもっと早い時期に配布して欲しいという要望があっている。また、遊休農地が年々増えており、場所の把握が大変であるという意見があった。事務局のデータの整理も大変である。	調査書を10月中に発送できるように準備を行っている。	郵送で行っている調査書の回収率が良くない。また、調査書が所有者に届かずに戻ってくるケースもある。
嬉　野　市	例年８月から実施する農地パトロールと並行して調査を行っている。	荒廃農地の非農地判断について苦慮している。	利用状況調査後、耕作がみられない農地について訪問や文書発送により意向調査を実施している。	所有者が市外在住で連絡がつかない場合や高齢等により意向を確認できない場合の対応について苦慮している。
太　良　町	農業委員・推進委員で実施中。	－	対象者に対し、実施予定。	利用意向調査で、貸出等の希望をも持たれている方がいるが、受け手へのマッチングが十分図られていない。

※農業委員会職員地区別研修会（県内４地区・8月17日～10月26日開催）の資料より

３．農業経営の事業承継に関する研修会を開催

佐賀県担い手育成総合支援協議会(事務局：農業会議）は、９月２１日に佐賀市において、農業経営者(個人・法人)が抱えている共通の課題である「農業経営の事業承継」を内容とした研修会を開催しました。

この研修会は、担い手の効率的かつ安定的な農業経営を支援する目的に、本年８月１日に開所した「さが農業経営相談所」が開催したもので、県内の農業法人の代表者や後継者等２５人が参加されました。

まず、県農産課の担当者から「さが農業経営相談所」の概要について説明。

次に「事業承継にあたっての準備と留意事項について」をテーマに佐賀県事業承継ネットワーク事務局の飯守事務局長から事業承継のポイント等についてアドバイスをいただきました。

飯守事務局長は、「事業承継の準備は１０年計画で進めること」、「承継しやすいように今の経営基盤をしっかりと整えておくこと」、「後継者との意思疎通が大切」など事業承継にあたっての経営者の心構えを説かれました。

この後、３班に分かれディスカッションし、全体討議(ディスカッションの共有、意見交換)を行いました。参加者からは「親子だとなかなか事業承継の話ができない」、「営農技術や機械の操作等は作業の中で教えることができるが、人や地域との関わり等を引き継ぐのは難しい」、「農業法人等の実際の承継事例を知りたい」等の意見が寄せられました。

また、事業承継に関連した税制や後継者(従業員)の確保等、経営発展に向けて経営改善・診断など支援を受けたい内容について、個別に「相談カード」へ記入してもらい、相談の内容に応じて、今後、税理士や社会保険労務士等の専門家派遣を行い、相談者に寄り添った活動を実施することとしています。

4. 農業者年金制度の周知と加入推進

平成30年4月～新規加入者アンケート調査より(上位3位)　平成30年8月時点

農業者年金に興味･関心を持ったきっかけは何ですか。	1　家族から	32%
	2　農業委員会やJA、町の広報誌	26%
	3　農業委員会やJAの戸別訪問で	21%
加入を決めたのは誰からの勧めでしたか。	1　家族	44%
	2　農業委員会やJAによる戸別訪問	34%
	3　自分で判断	16%
加入しようと思った農業者年金の魅力は何ですか。	1　保険料の全額社会保険料控除などの税制優遇があるから	23%
	2　農家の老後生活の安定のための年金だから	20%
	3　積立て方式だから	15%

加入のきっかけは農業委員・推進委員による推進から！！

制度を知らない農業者がないように、農業者年金制度の周知･普及をお願いします。

平成３０年度
加入目標　　６４人
９月末加入実績　３１人

目標達成に向け計画的な推進を!!

目標達成･･･４市町(鳥栖市、玄海町、有田町、大町町)

農業者年金関係図書のご案内

加入推進にぜひご活用ください!!

人生100年時代!!　農業者年金で安心の備えを! 10話	農業者年金で老後の生活を安心サポート	農農業者年金加入推進携帯パンフレット
農業者年金の特徴を解説。農業者が読んで「なるほど納得！」という冊子です。	農業者年金への加入の必要性と制度のメリットを伝えるリーフレット	農業者年金の魅力・メリットや政策支援を受ける要件などをやさしく紹介。
図書コード 30-22 定価 157円 規格 A4判　12頁	図書コード 30-24 定価 20円 規格 A4判　2頁	図書コード 30-13 定価 103円 規格 ポケット判　12頁

5．全国農業新聞の普及推進について

全国農業新聞 普及推進のお願い

今年度目標部数 1,800 部

目標まであと 342 部

10月現在部数 1,458 部

★農業委員･推進委員 555 名中 526 名 95%が購読中★

★20市町中16市町が皆購読中★

《なぜ、全国農業新聞を普及する？》

「情報提供活動」は農業委員・推進委員の役割(農業委員会法)

▼

では、「情報提供活動」とは？

▼

農業者等へ農業経営に役立つ情報を提供、
関連各制度を周知すること

▼

「情報」を伝えて歩くのは、難しいのでは？

▼

全国農業新聞を購読してもらうと、「情報」が届く！

◆試行錯誤で技術向上 地元4Hク会長

【佐賀】唐津市でハウス柑橘を中心に約2・6㌶を栽培している谷口朋之さん(27)。

幼い頃から農業に取り組む両親の姿を見て育ち、自らも農家をめざすようになった。県立農業大学校を卒業し、2011年4月に親元就農。就農当初は、両親の手伝いをしていた子供の頃とは違い、自らの判断で栽培を管理しなければならず、失敗も多かったという。その経験を生かしながら試行錯誤を重ねた。ひたすら栽培技術の向上に努めたことで、現在では安定した生産ができている。

また、地域の若手農業者の集まりである「唐津・東松浦地区4Hクラブ」に所属し、今年は会長の重責を任されている。谷口さんは「4Hクラブは他品目の農業者と交流できる良い機会となっており、クラブでの研修会を通じて、栽培技術や経営の向上につながっている」と話す。

唐津市 谷口 朋之さん

今後は、新品種の導入など新たな取り組みにも意欲を示しており、ますますの活躍が期待される。

（情報提供＝東松浦農業改良普及センター）

9月7日付 全国農業新聞）

☆「農業委員・推進委員１人・１年・１部純増」運動を確実に実施

☆戸別訪問や畦ばた会議、日常の相談活動等で普及推進

◎今年度の佐賀県の記事は２５本
　２週に１回ペースで佐賀の記事が読めます

ご協力をお願いします！！

6. 常設審議委員会結果（H30年９～１０月）

農地法第４条及び第５条の規定により県農業委員会ネットワーク機構に意見を求められた案件について、常設審議委員会において審議しました。第30回、第31回の件数及び面積については、以下のとおりです。

〈農地法関係処理状況〉

○審議件数

第30回	9月18日	第４条	－
		第５条	8
第31回	10月15日	第４条	2
		第５条	10

○田畑別件数及び面積

回数	開催日	区分	田		畑		計	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積
第30回	9月18日	第４条	－	－	－	－	－	－
		第５条	5	28,656	3	14,114	8	42,770
第31回	10月15日	第４条	1	3,759	2	11,409	3	15,168
		第５条	13	126,132	4	21,426	13	147,558

※田・畑の混合案件があるため、件数の計が一致しない。

7. 今後の行事予定

月	日	時間	場　所	内　容
11	1	13:30	宮崎市	九州･沖縄ﾌﾞﾛｯｸ農業委員会女性委員研修会
	7	13:30	総合庁舎	農地情報公開ｼｽﾃﾑの利活用に向けた検討会
	13	10:30	東京都	平成30年度農業委員会職員全国研究会
	15	13:30	ｸﾞﾗﾝﾃﾞはがくれ	第32回常設審議委員会
	21	13:30	総合庁舎	複式簿記記帳会
	21	12:45	大分市	九州･沖縄地区農業法人シンポジウム
	29	12:30	東京都	全国農業委員会代表者集会
	30	10:00	東京都	農業者年金加入推進セミナー
12	17	13:30	ｸﾞﾗﾝﾃﾞはがくれ	第33回常設審議委員会
	19	13:30	総合庁舎	複式簿記記帳会